

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】 北海道財務局長
【提出日】 平成25年12月20日
【会社名】 株式会社C Eホールディングス(旧会社名 株式会社シーエスアイ)
【英訳名】 CE Holdings Co.,Ltd.(旧英訳名 CSI Co.,Ltd.)

(注)平成24年12月21日開催の第17回定時株主総会の決議により、平成25年4月1日をもって当社商号を「株式会社シーエスアイ(英訳名 CSI Co.,Ltd.)」から「株式会社C Eホールディングス(英訳名 CE Holdings Co.,Ltd.)」へ変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 杉本 恵昭
【最高財務責任者の役職氏名】 取締役管理担当 松澤 好隆
【本店の所在の場所】 札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号
【縦覧に供する場所】 株式会社シーエスアイ東京支店
(東京都中央区新富一丁目7番4号 阪和別館ビル)
株式会社シーエスアイ大阪支店
(大阪市中央区南新町一丁目3番8号 ヤマハラビル)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長杉本恵昭及び最高財務責任者松澤好隆は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成25年9月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価において連結ベースでの評価範囲は、当社及び連結子会社3社並びに持分法適用関連会社2社を評価範囲に含め、財務報告の信頼性に及ぼす重要性の観点から必要な範囲を評価の対象といたしました。なお、非連結子会社1社及び持分法非適用関連会社1社は財務報告の信頼性に及ぼす影響が僅少であるため、評価範囲に含めておりません。

財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、当社及び連結子会社並びに持分法適用関連会社の全事業部門を評価の対象とし、評価対象となる内部統制全体を適切に理解及び分析した上で、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。

また、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、上記の全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、前連結会計年度の売上高を指標として、その概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としてしております。選定した重要な事業拠点においては、全事業部門を対象として、連結ベースでの事業目的に大きく関わる勘定科目、すなわち売上高、売掛金、仕入高、買掛金及びたな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスについては、個別に評価の対象に追加いたしました。評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に関係する適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価いたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。